

# 琉球大学学術リポジトリ

北魏孝文帝代の尚書省と洛陽遷都 — 宗室元氏の尚書省官への任官状況に焦点を当てて —

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2012-06-26 キーワード (Ja): 北魏, 孝文帝, 尚書省, 平城, 洛陽, 遷都 キーワード (En): 作成者: 長部, 悦弘, Osabe, Yoshihiro メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/24760">http://hdl.handle.net/20.500.12000/24760</a>

# 北魏孝文帝代の尚書省と洛陽遷都

## —宗室元氏の尚書省官への任官状況に焦点を当てて—

長 部 悦 弘  
Yoshihiro OSABE

The Secretary Department 尚書省 and Transfer of the Capital from Pingcheng平城 to Luoyang洛陽 under the Reign of the Emperor Xiaowen 孝文帝 at the Age of Beiwei北魏

北魏孝文帝代は、北魏史上国家体制の一大転換点とみなすことができよう。476年に始まる文明太后馮氏の臨朝聴政下では、484年に班禄制を立て、485年に均田法を頒布し、486年に三長制を敷いた。490年の文明太后馮氏の亡き後、孝文帝親政下で491年に第1次、499年に第2次官制改革を各々遂行し、493年には洛陽遷都を敢行し、496年は姓族詳定を推進した。なかでも493年の平城から洛陽への遷都は、北魏史上領域支配体制の中心たる王都を『農業-遊牧境界地帯』から『農業地域』に移した一大事業であったと言える。

孝文帝が国家体制の中枢機関の1であった尚書省を最重視して、自身の手により人事を行った。かかる大事業を尚書省を基軸に推進したとみられる。小論では、尚書省に人材を供給する役割を果たしたと想定される母体集団の形成に至る過程を論じた。

キーワード：北魏 孝文帝 尚書省 平城 洛陽 遷都

## 目次

序

第1章 孝文帝の尚書省重視

第2章 孝文帝代前期献文帝と文明太后の軋轢（471～476）

第3章 文明太后による献文帝の寵臣肅清（476～479）（未完）（つづく）

## 序

北魏孝文帝代は、以下の諸政策を推進した、北魏史上国家体制の一大転換点とみなすことができよう。476年に始まる文明太后馮氏の臨朝聴政下では、484年に班禄制を立て、485年に均田法を頒布し、486年に三長制を敷いた。490年の文明太后馮氏の亡き後、孝文帝親政下で491年に第1次、499年に第2次官制改革を各々遂行し、493年には洛陽遷都を敢行し、496年は姓族詳定を推進した。なかでも493年の平城から洛陽への遷都は、北魏史上領域支配体制を根本から変容させた一大事業であったと言える。

近年、妹尾達彦氏により、アフロ・ユーラシア大陸に横たわる農業地域と遊牧地域の境界地帯が『農業－遊牧境界地帯』と命名され、世界帝国の王都が同地帯に隣接する農業地域に定められたと指摘された。ユーラシア東部に成立した隋唐帝国の王都長安城が立地する黄土高原南部の関中盆地がまさに『農業－遊牧境界地帯』に隣接することが示された。(1) 妹尾氏の論は、一方では陝西師範大学の史念海氏の半農半牧地域が黄土高原の東北から西南方向へと貫通していたことを闡明した黄土高原研究を継承し(2)、他方では中央ユーラシア史・遊牧民史の立場に立って隋唐国家の構造を考究してきた、石見晴裕・森安孝夫両氏により農業地域と遊牧地域の媒介地域・中間地域である『農業－遊牧混合地帯』(または『農業－遊牧接壤地帯』)の存在並びにその重要性が首唱されたことを踏まえて立てられたものである(3)。石見・森安・妹尾3氏の論を敷衍するならば、北魏史上一大転換点に位置する孝文帝代に敢行された洛陽遷都なる一大事業は、農業－遊牧境界地帯内の平城から農業地域内の洛陽への領域支配体制の本拠地の移動を意味することになる。(4)

洛陽遷都を機に当時の北魏国家の最高統治層内部が大きく揺れた。その終

着点が、496年、穆泰・陸叡を首謀者とし、宗室元氏を巻き込んで孝文帝の廃位まで狙った反乱が企てられた事件である。洛陽遷都当時、孝文帝を中心に統治集団が形成されていたとみられる。遷都は、孝文帝を支持する集団により推進された。(5) かかる大事業は国家体制の中枢部たる中央機構を通して組織的運動がなければ、実現が困難であったと想像される。これまでの研究において、洛陽への遷都を、農業－遊牧境界地帯内から農業地域内への本拠地の移動として捉えた上で、かかる観点から当時の最高統治集団構成員と国家体制の中枢部たる中央機構の人事構成との関連を検討しつつ、遷都を軸に展開した同集団内部の動向とその原因について、考察する作業は十分されてはいないように見える。小論において、石見・森安・妹尾3氏の驥尾に附すべく、『農業－遊牧境界地帯』という観点を導入して、北魏国家の領域支配体制の中心地であった平城と洛陽の位置を捉えた上で、孝文帝の支持集団が如何なる過程を経て、如何なる構成員から形成され、洛陽遷都に対して中央機構内部の如何なる公的な立場で関与し、如何なる態度を取ったのか、洛陽遷都以前の時代をも視野に収めて検討したい。

## 第1章 孝文帝の尚書省重視

北魏史は孝文帝より前は前期、孝文帝代以後は後期というように2大別できる。これまでの北魏国家体制に関する研究によると、北魏代前期には鮮卑制と漢制とが並存し、後期には漢制のみに一本化された。前期に存在して後期には消滅した鮮卑制とは、八部大人・内朝官である。前期・後期に一貫して存在し続けた漢制とは、中書省・門下省・尚書省である。(6) 孝文帝代は、従来北魏政治の中心的役割を果たしたとされる鮮卑制の八部大人・内朝官が消滅した直後の時期である。従来も存在した、漢制である中書省・門下省・尚書省と言った中央官僚機構が北魏国家体制の中心的機能を独占して担うように変化したと思われる。なかでも、漢制である中央官僚機構の1である尚書省に関して、孝文帝は洛陽遷都を宣した翌年の494年に、「尚書の任

は、枢機を是れ可るなり。豈に惟だ百揆を総括し、人務を緝和するのみならんや。朕の得失に斯れにあり。(略)」(『魏書』21上元羽伝)と、自身の浮沈を賭けているかのような発言をし、尚書省の長官である録尚書事に就いていた元羽(広陵王)以下、尚書省諸官を黜陟している。北魏史上、これほどまでに尚書省重視の積極的な姿勢を明言した上で尚書省の人事に直接介入した皇帝は、孝文帝より前には認められない。孝文帝は国家の中枢機構である尚書・中書・門下3省中、尚書省の人事を最重要視したと思われる。そのことは孝文帝が国家の中央機構中尚書省の役割を最も重視したことを物語る。張金龍氏に従うならば、孝文帝代において尚書省が中央の中枢機構であり、尚書省長官が宰相であった。(7) 孝文帝は一連の政策、とりわけ国家最大の事業とも言うべき洛陽遷都を推進するための母体組織として、尚書省を認識していたことを示唆する。自身の願望を実現するために、北魏国家全体の最中枢機関たる尚書省の人事が成否を分ける關鍵であったと捉えていたと推測される。そこで孝文帝が如何なる人事配置を行ったのか、検討したい。

孝文帝による尚書省への人事は、後で直接考察することとして、その糸口を得るために、まずは北魏の尚書省の人事を対象としたヴォルフラム＝エバーハート氏の研究及び拙論を振り返ってみよう。ヴォルフラム＝エバーハート氏は西魏を除き、北魏及び東魏の尚書省高官への任官状況を、録尚書事・尚書を除く、尚書令及び尚書左右僕射の任官者数を分析した。同氏が提示した任官者中、北魏代と東魏代を併せた数値であるが、宗室元氏の尚書令及び尚書左右僕射への任官者数が、最大多数に上る点が目を惹く。それによれば、宗室元氏が尚書令、尚書左僕射、尚書右僕射へのいずれの任官者数においても3分の1以上を占めている。拙論でも宗室元氏の任官者数が録尚書事、尚書令、尚書左右僕射のいずれの官でも3分の1以上に達している。その点から北魏代において宗室元氏は尚書省の運営に深く関わったと思われる。(8) 北魏の全時期に亘って国家の尚書省の運営状況を見るに当たって

は、宗室元氏の動向に注視すべきことが、示唆されている。孝文帝代に絞ってみると、尚書省長官（録尚書事・尚書令・尚書左右僕射）への就任者に関しては、張金龍氏の手により、中書・門下2省の長官（中書監・中書令・侍中）とともに分析がなされている。張氏の尚書省長官の分析結果は、鮮卑の宗室元氏が絶対優勢を占め、鮮卑の宗室以外の貴族がそれに次ぎ、そして漢族士大夫が最少であった。（9）宗室元氏は、496年に孝文帝が進めた姓族詳定を通して立てられた門閥貴族体制において、最頂点を占めた。孝文帝が政治上主導権を握った治下において国家の中央機構中最重視した中央の最中枢機構である尚書省を総攬し、『宰相』と認められる尚書省長官の人事は、特に意を砕いたものと推察される。宗室元氏が尚書省内において大きな位地を占めたとみられるが、具体的に如何なる人物が任命されたのか？元氏以外の人物も、視野に入れながら、後ほど考察したい。

北魏史は、前述した如く、前期と後期とに2大分されるが、孝文帝代は中央政界の最頂点に君臨した人物により、以下の如く、3区分できよう。前期は、2分される。その中、第1半期は471年から476年までであり、献文帝（太上皇帝）・文明太后馮氏・孝文帝が鼎立していた時期である。第2半期は476年から490年までであり、文明太后馮氏・孝文帝が並立していた時期である。後期は、490年から499年まで独り孝文帝のみが立っていた期間である。

(10)

次に孝文帝代の洛陽遷都を挟む時期の中央政界を形成した統治集団構成員を検討したいが、その前提作業として、献文帝代から孝文帝代前期の実権政治史の展開から献文帝・文明太后両者の支持勢力を確認し、そして孝文帝の支持勢力との関係、とりわけ文明太后の薨去後も生き残ったその支持勢力が孝文帝により継受されたか否か、という点に注目して、確認したい。

## 第2章 孝文帝代前期献文帝と文明太后の軋轢（471～476）

孝文帝代前期、献文帝が孝文帝に譲位して太上皇帝たる座を占めた延興年

間(471~476)には、北魏中枢部に、献文帝を中心とする勢力と文明太后を筆頭とする集団の2大政治勢力が存在したことを指摘されている。ただ、その構成員については、諸説があり、食い違いが認められる。(11) 先ずは、献文帝を中心とする勢力が如何なる人物から成っていたのか、文明太后馮氏が関わった献文帝代の政界の動向を手掛かりに、確認することとする。献文帝代の政界の動向をみる皮切りに、献文帝の即位当初の最高権力を巡る内訌を一瞥しておこう。

献文帝は、465年5月に父文成帝が他界した後を襲って、同月に12才にして帝位に即いた。同時に24才にして寡婦となった文明皇后馮氏は、皇太后の尊称を与えられた。一方、車騎大將軍乙渾が重臣の尚書楊保年・賈愛仁・張天度を禁中において誅殺した。先に452年に太武帝の死後元余(南安王)が即位したが宦官宗愛に殺された。その後陸麗は長孫渴侯・源賀・劉尼(独孤尼)とともに文成帝を擁立し、宗愛を排除し、文成帝の信任を得、侍中・司徒に任命された。(『魏書』40陸麗伝) 乙渾は実権掌握の妨げとなるとみた陸麗を病を養っていた湯泉から召喚・入朝させて殺害した後、太尉・録尚書事に就き、更に7月に至ると、丞相となり実権を握って、諸王の上に君臨し、大小の別なく政治上の事柄を決定した(『魏書』6顯祖紀 和平6年〔465〕5月甲辰の条及び戊申の条、秋7月癸巳の条、『北史』2魏本紀2和平6年〔465〕5月甲辰の条及び戊申の条、秋7月癸巳の条)。乙渾が太尉・録尚書事に就任すると同時に、劉尼(独孤尼)が司徒に任ぜられ、尚書左僕射であった和其奴が司空に昇せられた。(『魏書』6顯祖紀 和平6年〔465〕5月己酉の条及び和平6年〔465〕5月己酉の条) だが乙渾の執政は1年も続かず、翌466年2月に謀反のかどで誅戮されて終焉を迎えた。(『魏書』6顯祖紀 天安元年〔466〕2月庚申の条、『北史』2魏本紀2 天安元年〔466〕2月庚申の条) その後、文明太后馮氏が臨朝聴政した。これが、文明太后による第1回臨朝聴政である。だが翌467年8月に孝文帝が誕生すると、文明太后は孝文帝を撫養する目的で、臨朝聴政を罷めた。(『魏書』13文成文明皇后馮

氏伝、『北史』13同伝）4年後、471年8月献文帝は18才にして帝位を僅か5才の孝文帝に譲り、自身は太上皇帝となった。476年6月に献文帝が23才で薨去すると、35才に達していた文明太后は同月即ちに太皇太后と称し、再び臨朝聴政を始めた。（『魏書』7上高祖紀 承明元年〔476〕6月辛未の条及び6月戊寅の条、『北史』3魏本紀3 -承明元年〔476〕6月辛未の条及び6月戊寅の条、『魏書』13文成文明皇后馮氏伝、『北史』13同伝）これが、文明太后の第2回臨朝聴政である。

献文帝は467年8月に文明太后馮氏が臨朝聴政から退いた後、軍国の大政を総攬し（12）、471年8月に献文帝が幼い孝文帝に譲位した後も、依然として最高権力を行使したとされる。（13）しかしながらかつて1年半という短期間とはいえ臨朝聴政を行い、父文成帝の皇后たる地位に就き、実質上現皇帝の養母としての役割を担ってきた文明太后の存在は、後宮に退き、政治の公式の表舞台から遠ざかってはいたが、決して無視できなかったであろう。譲位して太上皇となった献文帝と文明太后とは直接衝突することはなかったが、その間には表に露わにはならない緊張関係があったものと思われる。

（14）両者の緊張関係は、献文帝の文明太后馮氏の寵臣李敷・李奔兄弟に対する処遇から看取できる。李敷・李奔兄弟への処遇を、みてみよう。

李敷は趙郡平棘県の漢人名族の出身である。曾祖父は李頤、祖父は李系、父は李順、子は李伯和・李仲良、弟は李奔・李式・李冏、甥が李憲である。李敷は太武帝代441年に中書教学に入り、皇太子元晃に給侍した。中散となって李訢・盧暹・盧度世と機密に内参し、詔命を出入りした。文成帝から寵遇を得、秘書下大夫に遷り、その後散騎常侍・南部尚書・中書監を歴任した。文成帝と献文帝の2代に亘って厚遇され、兄弟親戚の在朝者が10数人に上ったと言われる。弟の李奔も文明太后の寵愛を受けた。（『魏書』36李敷伝・『北史』33同伝）早くから頭職を歴任し、散騎常侍・宿衛監・都官尚書に任ぜられた。（『魏書』36李奔伝・『北史』33同伝）李敷・李奔兄弟の父李順は太武帝代439年に北涼に親征する前に北涼の本拠地涼州への道中は水



草が乏しく行軍が困難であると虚言を弄して遠征に反対したことが後で判明し、太武帝の怒りを買って、442年に処刑された。467年李敷・李弈兄弟が寵愛を受けて貴位顯官に昇ると、献文帝は李順に対して侍中・鎮西大將軍・太尉公・高平王を追贈し、『宣王』と諡し、妻の邢氏には『孝妃』という諡を与えた。（『魏書』36李順伝・『北史』33同伝）李訢が李弈の隠罪20条餘りを告発すると、献文帝を震怒させ、470年に李岡を除く、李敷・李弈・李式3兄弟、李敷の子李伯和・李仲良兄弟が誅殺され、父李順の位号を削って庶人に貶めた。さらには李敷の従弟李顯徳、妹の夫で宋弁の父である広平郡の宋叔珍も巻込まれて、公私を混同したという別な理由で、処刑された。（『魏書』36李敷伝・『北史』33同伝、『魏書』63宋弁伝・『北史』26同伝）李敷・李弈・李式3兄弟に下した処断に対して、文明太后馮氏は、意を得なかったと言われる。（『魏書』13文成文明皇后馮氏伝・『北史』13同伝）これは、献文帝が471年に讓位する前年470年の出来事である。

文明太后は、太上皇帝であった献文帝が薨去した翌477年に李弈兄弟を追念して、李訢を誅殺して、李弈の兄李式の子李憲ら12家を存問し、季節毎に布帛を下賜した。（『魏書』36李弈伝・『北史』33同伝）結局李訢を誅殺して復讐を遂げたが、献文帝が太上皇帝として生きていた471年から476年までの間においては、李訢に手出しができなかった。おそらくその間李訢を寵愛していた太上皇帝献文帝を憚って誅殺できなかったのであろう。それが献文帝の死後476年に再び臨朝聽政することとなり公的な立場から外朝の事柄が処断可能となったが故に、宿願を実行に移したものと考えられる。

献文帝の讓位前に外朝の己が寵臣を誅殺するのを阻止できなかったことは、後宮の文明太后が完全に主導権を握って献文帝を裏から制御できていなかったことを示すばかりではなく、外朝において公式の場では献文帝の下した裁定に対して、たとえ己が意に反しても抵抗できず吞む以外にない、劣位の立場に立たざるを得なかったことを物語っていよう。逆に献文帝の側が、文明太后馮氏に対して積極的に抑え込むような動きは認められない。寵臣を

排除した以外、文明太后馮氏に対して殺害はもとより、幽閉することもなく、とくにその行動を掣肘した様子は窺えない。恐らく文明太后馮氏を完全に封じ込むことは、できなかったものと思われる。

兩人の緊張した関係は、476年6月の献文帝の死を以て終焉を告げた。（『魏書』6顯祖紀 承明元年〔476〕の条、『北史』2 魏本紀2 承明元年〔476〕の条、『魏書』7上高祖紀 承明元年〔476〕6月辛未の条及び6月戊寅の条、『北史』3 魏本紀3 承明元年〔476〕6月辛未の条及び6月戊寅の条）献文帝は、文明太后馮氏により殺害されたとみられた。（15）文明太后馮氏は献文帝が薨去すると、孝文帝が皇帝として立っていたとはいえ、北魏国内で並ぶもののない唯一の最高権力者となり、490年9月に逝去するまでその頂点に君臨したのである。（16）

### 第3章 文明太后による献文帝の寵臣肅清（476～479）

献文帝が亡き後、臨朝聴政を開始した文明太后馮氏は、献文帝と深い関係を有し、自身の意に相反した行為に手を染めたものや自身の地位を危うくする可能性を秘めたものを排除し始めた。文明太后が斥けたことが明らかなものから拾うと、手始めとして、寵臣李弈が献文帝に誅殺される契機を作った告発者李訢に対して、刃を向けたことが認められる。李訢は范陽郡出身で、476年6月に献文帝が死去すると、李訢は司空に遷り、同年7月には徐州刺史に転出した。翌477年には、反乱を企てていると誣告を受けて、誅殺された。（『魏書』46李訢伝・『北史』27同伝）一旦高位ではあるが実権のない司空に昇らせられた上、徐州刺史に出されて、中央の権力から遠ざけられた挙げ句、虚言により抹殺された。すべて対立関係にあった文明太后とその意を受けたものにより仕組まれたものであろう。（17）

李訢の次には、自分と同じく外戚であった、孝文帝の生母思皇后李氏の一族に、凶手を伸ばした。その筆頭は、孝文帝の生母である、献文帝の思皇后李氏の父親李恵であった。李恵は、中山郡安喜県出身であった。曾祖父・祖

父は不明、父は李蓋、弟が李初・李楽、従弟が李鳳、前妻が韓氏（韓頰の娘）、後妻が梁氏である。父李蓋は太武帝が439年に北涼を征服した後、北涼王沮渠牧犍の妻であった元氏（武威長公主）を兄太武帝の命により娶う、一方では侍中・駙馬都尉・殿中尚書・都官尚書・左將軍・尚書左僕射を歴任し、南郡公を賜与された。李恵はその生涯において官は散騎常侍・侍中・征西大將軍・秦州刺史・益州刺史・雍州刺史・征南大將軍・長安鎮大將・開府儀同三司・青州刺史を歴任し、爵は父の南郡公を襲った後南郡王に進められた。（『魏書』83上李恵伝・『北史』80同伝）娘の思皇后李氏は、献文帝代469年に先立った。（『魏書』13献文思皇后李氏伝・『北史』13同伝）結局李恵は李訢の排除された翌478年青州刺史在任中に反乱を企てていると誣告されて、文明太后により後妻の梁氏、弟の李初・李楽、子どもとともに誅戮された。（『魏書』7上 高祖紀上 太和2年〔478〕12月癸巳の条、『北史』3 魏本紀3 太和2年〔478〕12月癸巳の条、『魏書』83上李恵伝・『北史』80同伝）以上みた李訢並びに李恵に対する処遇は、明らかに臨朝聴政後文明太后馮氏により仕組まれた行為であることが確認される。

実のところ、献文帝の逝去直後ではあるが、まだ文明太后馮氏が臨朝聴政を正式に宣する前から、李訢・李恵以外に献文帝とゆかりの浅からぬ人々の運命が暗転し始めていた。その最初は、万安国である。万安国は、曾祖父は不明、祖父が万真、父が万振である。祖父万真是部落大人として部落民を率領して太武帝の軍事行動に従事し、平西將軍の後、驃騎大將軍・儀同三司に就いた。爵は敦煌公を賜与された。父万振は元氏（高陽長公主）を娶り、駙馬都尉を拝命した後、散騎常侍に遷った。献文帝にとくに寵愛され、起居をともにし、第宅を建ててもらい、賞賜が巨万に達したと言われる。そして大司馬・大將軍を超拝させられた。（『魏書』34万安国伝・『北史』25同伝）だが同じく献文帝の寵臣で神部長であった奚買奴とかねてから仲違いし、476年6月に詔を矯めて苑中で殺害したが故に、孝文帝の怒りを買ひ、死を賜ったとされる。（『魏書』7上 高祖紀上 承明元年〔476〕6月壬申の

条、『北史』3 魏本紀3 承明元年〔476〕6月壬申の条、『魏書』34万安国伝・『北史』25同伝、『魏書』29奚買奴伝・『北史』25同伝) 献文帝とゆかりの深かった宗室元氏の成員元長楽（安楽王）・元子推（京兆王）・元目辰（宜都王）の前にも、苛酷な現実が待ち受けていた。その点を、次に見てみよう。

元長楽（安楽王）は、曾祖父が太武帝、祖父が元晃（景穆帝）、父が文成帝である。兄献文帝から愛されていたが、476年6月に文明太后馮氏が臨朝聴政を開始すると同時に、太尉に任ぜられた。（『魏書』7上 高祖紀上 承明元年〔476〕6月戊寅の条、『北史』3 魏本紀3 承明元年〔476〕6月己未の条、『魏書』20元長楽伝・『北史』19同伝) 476年（承明元）11月定州刺史に転任し、（『魏書』7上 高祖紀上 承明元年〔476〕11月戊子の条、『魏書』20元長楽伝・『北史』19同伝) 定州在任中、不法を訴えられ、甥の孝文帝から罰杖30を与えられた。その後京師平城に召還され、479年9月に内行長乙肆虎と不軌を謀った廉で死を賜った。（『魏書』7上 高祖紀上 太和3年〔479〕9月己未の条、『北史』3 魏本紀3 太和3年〔479〕9月己未の条、『魏書』20元長楽伝・『北史』19同伝)

元子推（京兆王）は、先に述べた如く献文帝が譲位しようと試みた相手であるが、曾祖父が明元帝、祖父が太武帝、父が元晃（景穆帝）である。476年11月中都大官から青州刺史に出た。（『魏書』7上 高祖紀上 承明元年〔476〕11月戊子の条、『魏書』19上元子推伝・『北史』17同伝) だが、翌477年（太和元）7月青州への赴任途上で死去した。（『魏書』7上 高祖紀上 太和元年〔477〕7月壬辰の条、『魏書』19上元子推伝・『北史』17同伝)

元目辰（宜都王）は、先祖が桓帝（拓跋猗鬻）、曾祖父・祖父・父が不明、兄が元都である。太武帝代452年には羽林郎として長江まで南征に従い、文成帝代には侍中・尚書左僕射に任命され、南平公に封ぜられた。献文帝代初期乙渾が専権を振った時には、衛士を統率する殿中尚書であった兄

元郁とともに乙渾を討とうと計画したが、失敗に終わった。（『魏書』14元目辰伝・『北史』15同伝）この時自身は逃げおおせたが、元郁は乙渾の凶刃に斃れた。献文帝は、元郁の忠正を記し、順陽公から順陽王に爵を進めた。

（『魏書』14元郁伝・『北史』15同伝）元目辰（宜都王）と献文帝との親密な関係は、史乘に特記されていない。470年に柔然（蠕蠕）が北魏領内に侵入した際には、献文帝が対処方法を羣臣と議論した。議論に尚書僕射として参席し、親征に反対を表明した。（『魏書』24張白沢伝・『北史』21同伝には該当記事なし）かく国家の重大案件を決定する会議に加えられていた点から、忠臣元郁の弟として、本人も乙渾を排除しようと試みた臣下として認識され、且つ信任されていたと推察される。476年6月文明太后馮氏が臨朝聽政をはじめた際、司徒に任命され、南平公から宜都王に爵を進められた。

（『魏書』7上 高祖紀上 承明元年〔476〕6月戊寅の条、『北史』3 魏本紀3 承明元年〔476〕6月戊寅の条、『魏書』14元目辰伝・『北史』15同伝）その後 476年から479年までの間に雍州刺史に転任し（『魏書』14元目辰伝・『北史』15同伝）、479年4月には罪により死を賜った。（『魏書』7上 高祖紀上 太和3年〔479〕4月庚子の条、『北史』3 魏本紀3 太和3年〔479〕4月庚子の条、『魏書』14元目辰伝・『北史』15同伝）

韓頽は、孝文帝の生母思皇后李氏の父李惠の妻韓氏の父親である。思皇后李氏は韓氏の長女である。即ち李惠にとり岳父であり、献文帝にとり皇后李氏の外祖父に当たる。（『魏書』83上李惠伝、『北史』80同伝）献文帝代469年に襄城公から襄城王に進められたが（『魏書』6 顯祖紀 皇興3年〔469〕11月の条、『北史』2 魏本紀2 皇興3年〔469〕11月の条）、孝文帝代文明太后馮氏が臨朝聽政開始から4年後480年に罪を問われて襄城王爵を削られた上、辺境に流罪となった。（『魏書』7上 高祖紀上 太和4年〔480〕正月戊午の条、『北史』3 魏本紀3 太和4年〔480〕正月戊午の条、『魏書』14元目辰伝・『北史』15同伝）

以上その最晩年をみた万安国・元長楽（安楽王）・元子推（京兆王）・元

目辰（宜都王）・韓頹の5人は、文明太后馮氏が李訢や李惠を死に至らしめたことが史書に特筆されているのは対照的に、いずれもが文明太后がかれらに処断を下した事実が史書に直接明記されているわけではない。しかしながら李訢・李惠2人に対する処遇と比べると、韓頹を除いて、共通点・相似点が認められる。この点を確認しよう。

李訢は、上述した如く、三公（司徒）に昇った後、地方長官（徐州刺史）に転出し、誣告されて文明太后馮氏に誅殺された。元長樂（安樂王）・元目辰（宜都王）の両名は、李訢と同時に、三公（司空・太尉）に昇進し、ついで地方長官（定州刺史・雍州刺史）に出、死を賜わった。3人とも三公（司徒・司空・太尉）に昇った後、地方長官に赴任した。このことは、位は高いが実権のない三公に一旦祭り上げて（18）、その後地方官に出し、中央から切り離して、中央での発言力を削ることを狙ったように見える。さらに死を賜った理由が元長樂（安樂王）は不軌を謀ったと言うことである。元目辰（宜都王）は罪により死を賜ったと記すが、その罪とは、雍州において賄により政治を行った旨が述べられており、贓賄罪であったであろう。贓賄罪は死刑に該当する行為であったと思われる。（19）それ故死を賜ったのは律に照らして当然と言えば、当然であるが、同時期他にも贓賄罪を犯した陳建、後年孝文帝代前期文明太后が健在であった時に贓賄に手を染めた宗室二王元天賜（汝陰王）と元楨（南安王）の3名に対して下した処遇との間に大きな落差が認められる。陳建は長安鎮将であったが、秦州刺史尉洛侯・雍州刺史元目辰（宜都王）とともに、詔を受けた于烈により案驗されたが、尉洛侯・元目辰（宜都王）は死罪に処せられたのに対して、辺境に流されたに止まり、死を免れた。（『魏書』31于烈伝）元天賜（汝陰王）と元楨（南安王）とは、死刑に処されて当然のところを、1等減じて庶民に落とされ、一命を救われた。（『魏書』7下 高祖紀下 太和13年〔489〕6月の条、『北史』3 魏本紀3 太和13年〔489〕6月己未の条、『魏書』19上元天賜伝・『北史』17同伝、『魏書』19下 元楨伝・『北史』18同伝）かれら3人とは対照

的に、元目辰（宜都王）も同じ罪を犯したのにも拘わらず、救おうと思えば可能でありながら、何も救済措置が執られず、自尽を求められた。前2者と後者に対する処遇の違いを見ると、後者を意図して追い込んだことが感ぜられてならない。李訢と元長樂（安樂王）・元目辰（宜都王）は共通の足跡を辿った。即ち一旦は三公と言う高位高官に上げる、但し実権はない、そして地方に出す、最後はなにがしかの罪により処罰された。

元子推（京兆王）は、李訢・元長樂（安樂王）・元目辰（宜都王）とは異なり、三公に昇進せられたのでも、死を賜わったのでもないが、地方長官（青州刺史）に転出した点に、上記3人と共通する点を見出す。

他に献文帝に近い人物として、陸定国が認められる。陸定国は、5世祖が陸幹、高祖が陸引、曾祖父が陸突、祖父が陸俟、父が陸麗、子が陸昕之、弟が陸叡、伯父が陸馥であった。乳児期に文成帝の命により宮中において養われ、献文帝と起居をともしした。献文帝が踐祚すると、散騎常侍に任命され、466年には東郡王に封ぜられた。ついで侍中・儀曹尚書に遷った後殿中尚書に転じた。行幸時には、行台として随従し、都曹事を録し、司空に超遷した。孝文帝代前期475年、献文帝が健在であった時に官爵を免ぜられて、一兵士に貶められた。献文帝が他界し、文明太后が臨朝聴政をはじめた翌477年には復爵し、任官したが、結局中央官の侍中を兼任するものの、中央にポストを与えられず、地方長官（秦州刺史・益州刺史）に留まった。

（『魏書』40陸定国伝・『北史』28同伝）陸定国も中央から遠い地方に置かれた点が、李訢・元長樂（安樂王）・元目辰（宜都王）と共通する。

かくの如く李訢・元長樂（安樂王）・元目辰（宜都王）がともに三公に上がった後地方に転出し、死罪を追った点、元子推（京兆王）が上記の3名と同じく地方に出た点、陸定国が地方に置かれた点、共通して最晩年を中央の京官ではなく地方官に任ぜられたことをを見ると、同一人物が画策して献文帝と親しい人物を中央から遠い地方に追いやり、権力の中樞部から遠ざけ、甚だしきに至っては罪に陥れて抹殺したと想像される。その人物とは、文明

太后に他なるまい。

ところで万安国が476年に詔を矯めて苑中で殺害したが故に、孝文帝の怒りを買ひ、死を賜ったことは、先にみた。孝文帝が万安国を死を賜ったことになっているが、実際は文明太后が陰で糸を引いて、万安国を死に至らしめたものと思われる。この点を、献文帝の薨去時期、万安国が処罰された時期、文明太后の臨朝聴政開始時期、孝文帝の年齢から考えてみよう。献文帝の薨去、万安国の処罰、文明太后の臨朝聴政開始は、いずれも476年6月に起きた出来事である。それらを起きた時期順に並べると、以下の如くなる。476年6月辛未に献文帝が薨じ、翌日壬申に万安国が死を賜い、その6日後の戊寅に文明太后が臨朝聴政を開始した。万安国が死を賜ったのは、献文帝が逝去した翌日、文明太后が臨朝聴政をはじめの前であった。当時孝文帝は年齢が10才であった。かくの如き低年齢で死刑を決定するとは、考えがたい。李馮氏の推定するように、万安国の死罪決定の背後には、孝文帝の養母の立場を守っていた文明太后が居たと考えるのが最も自然であろう。（20）文明太后は臨朝聴政を公式に表明する前であったが故に、自ら表に立って、賜死を決定するわけにはいかなかったであろう。それ故自身は後ろに控えて、孝文帝を表に出して、陰で操作して、万安国を死に至らしめたと考えられる。

さて以上みた文明太后馮氏の臨朝聴政開始前後に失脚したのは、いずれもその権力を脅かす可能性を秘めていると、文明太后が判断した人物であろう。万安国は大司馬と大將軍を兼任し、軍事上一定の実権を握っていたとみられる。（21）文明太后に向けて、いざ軍事権を発動した場合には、倒される懼れが最も大きかった。それ故、献文帝薨去の翌日、臨朝聴政の6日前に先手を打って迅速に排除したと考えられる。李訢は献文帝代には南部尚書として、軍国の大議に参決し、選挙を掌管し、その権力は内外を傾け、百僚は節を曲げて従わないものはいないという有様であった。（『魏書』46李訢伝・『北史』27同伝）文明太后との間に私怨があったというのみならず、



もし反旗を翻した場合には、百官が挙って同調して反抗してくるとみたと推察される。李訢の次に倒した、李恵は献文帝の思皇后李氏の父親であり、孝文帝の実の祖父であった。韓頽は李恵の岳父であり、孝文帝の外曾祖父に当たる。文明太后は孝文帝とは血縁関係が全くなく、李恵や韓頽に比べたならばその立場は遙かに弱い。それ故李恵のみならず、その一族、さらに韓頽を排斥したのであろう。

地方官に留め置かれた陸定国は、血縁関係のない献文帝の寵臣であり、文明太后が実権を握った476年当時すでに失脚しており脅威となる可能性は限りなく少なかったが、元長楽（安楽王）・元子推（京兆王）・元目辰（宜都王）は献文帝と同族であり、親しい関係にあったとみられる。

元長楽（安楽王）は、献文帝に愛された弟であり、元子推（京兆王）は献文帝が一度は譲位を考えた相手である。いずれも亡き献文帝を後ろ盾にして、文明太后を脅かす可能性があったのであろう。元目辰（宜都王）は、性格が『亢直耿介』にして、朋党を作らず、朝臣に憚られていたと伝えられる。（『魏書』14元目辰伝）文明太后は献文帝のみに忠誠を尽くし、容易に手なづけがたいと踏み、自身の思惑通り政権を運営する上で難物だと見なしたと想像される。元氏は北魏国家の支配者集団の最高峰を形成する宗室だけあって、その扱いは慎重にならざるを得なかったと思われる。国家の中枢から外し、そして罪を作って排除したと見られる。それも表向き文明太后自身の私情に基づく処分でなく、あくまでも公法に則った処分を下すことが必須条件であったと想像される。それ故、かれらへの処分が、文明太后の自身の実権を固めるための工作であったことを見えにくくしたと思われる。

以上、寵臣をはじめ献文帝ゆかりの人々が献文帝の他界後文明太后により排斥されたことを検討した。それに基づき、最後に改めて献文帝の支持集団を簡単にまとめることとする。

献文帝の支持集団は、史書にその記述が余りなく再現が極めて難しいのであるが、文明太后が献文帝の死後、第2回臨朝聴政をはじめる前後に処断し

た人物から推考するのに、上記の胡族で宗室の元長楽（安楽王）・元目辰（宜都王）・元子推（京兆王）、同じく胡族の陸定国、漢族で外戚であった李惠、寵臣李訢がその中核を構成する有力人員であったと見られる。他に神部長に昇った万安国と不仲で殺された献文帝の胡族寵臣奚買奴、漢族の寵臣で娘が献文帝の嬪に迎えられた張白沢も献文帝支持集団の構成員と見なすことができよう。（22）

次に章を変えて、文明太后を支持した集団を検討しよう。

## 注

- (1) ①妹尾達彦『長安の都市計画』（講談社選書メチエ）（講談社 2001年 25頁）
- ②同上「農業－遊牧境界地帯と隋唐長安城－研究の現状と今後の問題点」（『国際シンポジウム2005 東アジアの都市史と環境史－新しい世界へ－予稿集』 日本学術振興会科学研究費・基盤研究〔S〕「歴史的視角から分析する東アジアの都市 問題と環境問題」2005年所収）
- ③同上「世界都市長安における西域人の暮らし」（『古代奈良の「住まい」とシルクロード－奈良とシルクロードの語り部たち』〔シルクロード学研究叢書9〕2005年）
- ④同上「都市と環境の歴史学－本シンポジウムでの議論をふまえて－」（『都市と環境の歴史学 第4集 特集 国際シンポジウム都市と環境の歴史学 5年間の成果』2009年）  
妹尾氏は①では、ユーラシア大陸の主な人間の居住地域を、以下の如く、3つの地帯に分類している。
  - (i) 大河川地域の農耕地帯。北緯30度前後。
  - (ii) 遊牧地帯。北緯40～50度あたり。
  - (iii) 農業－遊牧境界線の南に隣接する農耕地帯。(i) (ii)の間

に位置する北緯30～40度あたり。そして農業－遊牧境界線に隣接する農耕地帯に多くの都市と政治権力が発生したと論じている。

その後同氏は数年後、②・③・④において、「農業－遊牧境界線」という概念をさらに進化させて、一定の幅を有する「農業－遊牧境界地帯」という、新たな地理概念を創出した上で、世界帝国の王都の位置を「農業－遊牧境界地帯」に隣接する農業地帯に存在したことを指摘したのである。

(2) 史念海氏の研究は以下の研究を参照

- ①史念海「兩千三百年来顎爾多斯高原和河套平原農林牧地区的分布及其變遷」(『紀念陳垣誕辰百周年史学論文集』 1981年、のち『河山集』2 生活・読書・新知三聯書店 1988年、のち『黄土高原歴史地理研究』黄河水利出版社 2001年所収)
- ②同上「黄土高原及其農林牧分布地区的變遷」(『歴史地理』1 1981年、のち『河山集』3 人民出版社 1988年、のち『黄土高原歴史地理研究』黄河水利出版社 2001年所収)
- ③同上「黄土高原的演變及其对漢唐長安城的影响」(史念海主編『漢唐長安与黄土高原－中日合作研究《中国黄土高原的都城与生態環境變遷》論文集之一」〔『中国歴史地理論叢』増刊〕 陝西師範大学中国歴史地理研究所 1998年所収)

(3) 石見清裕・森安孝夫両氏の論及び関連する論説については以下の研究を参照

- ①石見清裕「ラティモアの辺境論と漢～唐間の中国北辺」(『東アジア史における国家と地域』〔唐代史研究会報告8〕 刀水書房 1999年)
- ②石見清裕「特集にあたって」(『史滴』27 特集北朝史 2005年)
- ③スコット・ピアース著、早大北朝史研究会訳「代の地－内陸アジア境界と地域社会の起源・発展および歴史的意義－」(『史滴』

27 特集北朝史 2005年)

- ④森安孝夫『シルクロードと唐帝国』（興亡の世界史5）（講談社 2007年 59～62頁）
- ③については、石見氏が②において、北方ステップ地帯と華北乾燥農耕地帯との境界文化の構造によって北魏史を描いている点を斬新にして重要であると、その内容を紹介・評価している。
- (4) 農業－遊牧境界地帯は、時代により変遷があるものの、(1) ④妹尾氏研究掲載の地図から、中国のそれは、東北は北京北方の燕山山脈から、西方の太行山脈の北端を横断し、山西省の大同を通過して、太原の北を通った後、黄河を渡り、オルドスと黄土高原の境に沿って西南に下り、西安の北方から西北方に抜け、青藏高原の東縁から南縁に回り込んでいくベルト地帯が想定されていることが、読み取れる。
- 北魏の首都平城（現山西省大同市）は、農業－遊牧境界地帯上に位置することについては、以下の研究から裏付けられる
- ①前田正名『平城の歴史地理学的研究』（風間書房 1979年 27～108頁）
- ②李馮『北魏平城時代』（社会科学文献出版社 2000年 297頁、2345頁、355頁）
- ③勝畑冬實「『畿上塞田』から見た初期北魏の国家構造」（『史滴』16 1994年）
- ④同上「北魏の郊甸と『畿上塞田』－胡族政権による長城建設の意義－」（『東方学』90 1995年）
- ⑤注（3）①前掲研究
- 北魏国家は、道武帝代398年に東の代郡、西の善無、南の陰館、北の参合を四至として『畿内の田』と呼ばれる『畿内』を設定した。（『魏書』110 食貨志）その外側に、東の上谷郡軍都関、西の黄河、南の中山郡隘門塞、北の五原を四至として『郊甸』を置いた。

(『元和郡県図志』14 河東道3) 明元帝代423年には、東の赤城から西の五原までの間に2000里余りの長城を築いた。(『魏書』2 太宗紀 泰常8年〔423〕2月戊辰の条) 太帝代には、その南方に東は上谷から西は黄河まで1000里の長城を造営した。(『魏書』4 世祖紀下 太平真君7年〔446〕6月丙戌の条) その位置関係から、前者は『北長城』、後者は『南長城』と呼ばれる。

平城の位置する『畿内』地区には、北魏が征服地から、種々の人々を移住させた。そのことについては、前田正名氏の手になる、①の詳細な研究がある。

道武帝が山東地域から移した漢人農民に対して398年に耕牛を給付して「計口授田」を行い、農業を営ませたが(『魏書』2 太祖紀 天興元年〔398〕2月の条)、李馮氏は②研究において、道武帝代に雁北地区に属する『畿内』地区が開発されていく過程を農業・牧畜業・都市建設の3点に亘って論じている。

勝畑冬實氏は、③において、北魏国家が内長城と外長城を建設することにより、両長城の間に挟まれた地域を、支配領域の中央部分として設けたことを指摘した。③においては、①の結論を踏まえて、王都平城を含む『畿内』地区を内包する『郊甸』地区が東・南・北を長城により区切った事を闡明にした。同時に『畿内』地区・『郊甸』地区の境に北族を徙住させ、放牧地区に定めたことを明らかにした。

スコット・ピアース氏は、⑤において、『畿内』地区の気候・地形を含む自然環境に論及しつつ、牧畜と農業が営まれていたことをのべている。

北魏代、王都平城を圍繞する『畿内』地区は、農業と牧畜の両生業が営まれた農業-牧畜混合地区であった。それも、国家が移民政策を通して意図的に造り上げた人工的な農業-牧畜混合地区であった

と言える。

『畿内』地区の外側には、『郊』地区が隣接し、『郊甸』地区の北側陰山山脈北方にはゴビを挟んでモンゴル高原に連なる遊牧草原地域が広がっている。北魏の『畿内』地区は『郊甸』地区を経て遊牧地域に隣接する農業－遊牧境界地帯である。従って、北魏の王都平城は、遊牧地域に隣接する農業－遊牧境界地帯上に属する都市ということになる。

(5) 孝文帝の支持集団については、以下の研究を参照。

①王仲犖『魏晉南北朝史』（下）（上海人民出版社 1982年 541～542頁）

②張金龍「北魏孝文帝時期統治階級結構試探」（『鄴城暨北朝史研究』河北人民出版社 1991年、のち『北魏政治与制度論稿』甘肅教育出版社 2003年所収）

王仲犖氏は、北魏孝文帝代時期の統治階級を、孝文帝の推進する改革に対する態度を指標に、改革派・中間派・反対派の3集団に分けた上で、孝文帝は、改革派に属していることを指摘し、改革派の構成員として胡族の名に言及せず、専ら琅琊郡王肅・隴西郡李沖・清河郡崔光・広平郡程靈虯・太原郡郭祚などの漢族士人を挙げている。

張金龍氏も、王仲犖氏の上記の分類を継承した上で、改革派内部の漢族士人の改革への貢献度の高かったことを容認するとともに、胡族側の改革派成員として孝文帝の弟元禧（咸陽王）・元幹（趙郡王）・元勰（彭城王）、元澄（任城王）を列挙している。

(6) 北魏代前期に鮮卑制と漢制が並存していたことに関しては、以下の研究を参照。

①川本芳昭「北魏の内朝」（『九州大学東洋史論集』6 1977年、のち『魏晉南北朝時代の民族問題』汲古書院 1998年所収）

②嚴耀中『北魏前期政治制度』（吉林教育出版社 1990年 61～76頁）

- ③陳琳國『魏晉南北朝政治制度研究』（文津出版社 1994年 95頁、99～115頁）
- ④佐藤賢「北魏前期の『内朝』・『外朝』と胡漢問題」（『集刊東洋学』88 2002年）
- ⑤窪添慶文『魏晉南北朝官僚制研究』（汲古書院 2003年 12頁）
- ⑥俞鹿年『北魏職官制度考』（社会科学文献出版社 2008年 17～47頁）
- ⑦川本芳昭「北魏内朝再論－比較史の観点から見た－」（『東洋史研究』70-2 2011年）

とくに①研究は、鮮卑制北魏の内朝官をはじめて本格的に取り上げた研究である。②書99～104頁、⑤書12頁では、③研究を一步進めて北魏前期において皇帝が内朝を通して外朝を制御したという理解が明示されている。

(7) 北魏孝文帝代尚書省と宰相の関係については、以下の研究を参照。

- ①祝総斌『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』（中国社会科学出版社 1990年 5頁、242～243頁）
  - ②陳琳國『魏晉南北朝政治制度研究』（文津出版社 1994年 132～133頁）
  - ③張金龍「北魏孝文帝用人政策及其改革中的作用」（『北朝研究』1991年下半年刊 1991年、のち『北魏政治与制度論稿』甘肅教育出版社 2003年所収）
  - ④同上『北魏政治史研究』（甘肅教育出版社 1996年 189頁）
- 祝総斌氏は、①において、宰相とは職掌上において2つの権限を備えていることが必須条件であると述べている。祝総斌氏によると、1つは「議政権」、他の1つは「監督百官執行権」である。「議政権」とは、皇帝と謁見して国家の大事を協議する権限である。宰相は政策（行政・財政・軍事・民族などの分野）と人事の2方面について、案

を出し、皇帝が最終決断するのを助けなければならない。「監督百官執行権」とは、百官の勤務を考課し、それに基づく黜陟・賞罰を奏上する権限である。北魏については、尚書省が全国の庶務を総轄し、文書を処理する宰相機構であり、その長官たる尚書令が宰相であったと述べている。併せて録尚書事が置かれた場合には、その権限が尚書令を上回ることも告げている。孝文帝については、『魏書』7下 高祖紀下に「尚書奏案、多自尋省。」とある記述に基づいて、尚書省を極めて重要視していたことを指摘している。

陳琳國氏は、②において、孝文帝代後半期493年・499年の2次に亘る改革以後の尚書省について、録尚書事がいない場合には、尚書令が宰相の役割を担うが、録尚書事が任ぜられた場合には、尚書令に代わって宰相の任を負うことを明言している。

張金龍氏は、④では孝文帝がかつて尚書僕射李沖を『宰事』と称していることを根拠に（『魏書』62李彪伝・『北史』40同伝）、尚書省が宰相機構であると述べている。

- (8) ①ヴォルフラム＝エバーハート “Das Toba-Reich Nord Chinas”

(E.J.Brill 1949 年 118～119頁、122～123頁、132～133頁)

- ②拙稿「北魏尚書省小考－録尚書事・尚書令・尚書左右僕射に関して－」（『琉球大学法文学部紀要 日本東洋文化論集』13 2007年）

エバーハート氏は、北魏代と東魏代の任官者の総計を尚書令は44名、尚書左僕射は31名、尚書右僕射は38名と、数値を弾き出している。

（119頁17表）さらに尚書令・尚書左僕射・尚書右僕射の各官別に、その任官年に従って任官者の名を列挙している。（122～123頁、132～133頁）任官年に従って列挙されている任官者の表に基づいて北魏代の任官者と東魏代の任官者を区別して整理すると、北魏代は尚書令が36名、尚書左僕射が27名、尚書右僕射が34名である。東魏代は、尚



書令が8名、尚書左僕射・尚書右僕射が各4名である。各官の任官者総数中に占める宗室元氏の任官者数は、北魏代が尚書令が13名、尚書左僕射が11名、尚書右僕射が15名、東魏代が尚書令が3名、尚書左僕射が0名、尚書右僕射が2名である。北魏代に限って各官の任官者総数中に占める宗室元氏の任官者数の比率を示すと、尚書令が36.1%、尚書左僕射が47.4%、尚書右僕射が44.1%である。

拙稿では、北魏代の尚書省高官への任官者数は、録尚書事が30名、尚書令が40名、尚書左右僕射が74名である。各官の任官者総数中に占める宗室元氏の任官者数は、録尚書事が16名、尚書令が15名、尚書左右僕射が31名である。北魏全期の各官の任官者総数中に占める宗室元氏の任官者数の比率を示すと、録尚書事が54%、尚書令が38%、尚書左右僕射が42%である。

(9) ①注(7)④張金龍氏書188頁参照。

	尚書令 (録尚書事)	尚書僕射	吏部尚書	中書監	中書令	侍中	合計
宗室貴族	3	4	2/3		2	13/16	15/28
代姓貴族	3/4	3	1	1		3	7/11
漢族地主		1/2	2	4		5/7	10/18
合計	6/7 人/任	8/9	5/6	5	5	21/26	32/57

張氏作成の3省長官の任官者数分析表は、以下の通りである。

張氏は吏部尚書の任官者も含めて分析している。

尚書令（録尚書事）の合計欄に6/7、人/任と表示してあるが、『人』が実人数であり、『任』が延べ人数であることを示しているのであろう。即ち同一人物が複数回就任している場合は、就任した人物の数を『人』で示し、就任した回数を『任』で表しているものと思われる。例えばある人物が2回尚書令に就任した場合は、1/2と表記している。

②注（8）②前掲拙稿参照。

拙稿では、北魏孝文帝代の宗室元氏の任官者数は、録尚書事が3名（孝文帝代前期1名、後期2名）、尚書令が1名（孝文帝代前期0名、後期1名）、尚書左右僕射が8名（孝文帝代前期2名、後期6名）である。

(10) 孝文帝代の時期区分に関しては、以下の研究を参照。

①田村実造「北魏孝文帝代の政治」（『東洋史研究』41-3 1982年）

②同上『中国史上の民族移動期』（創文社 1985年 251頁）

(11) 献文帝の支持勢力については、例えば、以下の研究がある。

①注（7）④前掲張金龍氏書 108頁参照。

②康楽「北魏文明太后及其時代」（上）（『食貨』15-11・12 1986年、のち『従西郊到南郊—国家祭典与北魏政治』稻禾出版社 1995年所収）

張氏は、①において、1つは献文帝を中心とする勢力であるのに対して、もう1つは文明太后を筆頭とする後宮集団であると述べている。具体的には、太尉源賀・太保陸馥・都督中外諸軍事元雲・尚書令元丕・中書令高允・侍中選部尚書趙黒・李訢が献文帝の支持者であったと指摘している。

康楽氏は、②において、献文帝の支持者として、万安国・李訢・李惠・元之推を挙げている。

(12) 注（7）④前掲張金龍氏書98頁参照。

(13) ①注（7）④前掲張金龍氏書118頁参照。

②注(4) ②前掲李馮氏書194頁、212頁参照。

張金龍氏によると、献文帝が孝文帝に讓位して太上皇帝の位を占めた471年から476年までの延興年間も、北魏の国政を切り盛りし、北魏軍を統帥し、法律・人事・辺境防衛・外交・仏教政策などの重大な政務を決定した。

(14) 両者の緊張関係については、以下の研究を参照。

①注(11) ②前掲康楽氏研究

②注(4) ②前掲李馮氏書194頁、208～218頁

(15) 『魏書』13文成文明皇后馮氏伝には、「(文明)太后(馮氏)行不正、内寵李弈。顯祖(=献文帝)因事誅之。(文明)太后(馮氏)不得意。」とあり、『北史』13同伝にも、「(文明)太后(馮氏)行不正、内寵李弈。献文(帝)因事誅之。(文明)太后(馮氏)不得意、遂害(献文)帝。」とある如く、『魏書』13文成文明皇后馮氏伝と若干表現が異なるものの、文明太后馮氏が李弈を誅したことが原因で献文帝を害した旨が、異口同音に語られている。

(16) 文明太后が476年から実権を握った事に関しては、以下の研究を参照。

①注(10) ①前掲田村実造氏研究

②注(10) ②前掲田村実造氏書251頁

③注(4) ②前掲李馮氏書194頁

④周建江『太和十五年—北魏政治文化変革研究』(広東人民出版社 2001年 80頁)

(17) 『魏書』46李訢伝・『北史』27同伝には文明太后により誅殺されたと直接記述した記事はない。『魏書』46李訢伝では范標が誣告したことになっているが、『北史』27同伝では対立した趙黙が罪を構成したとある。

(18) 三公に実権がないことについては、注(6) ⑥前掲兪鹿年氏書49～50頁参照。

(19) 『魏書』111 刑法志に、文成帝代において「諸司官贓二丈皆斬」とある。孝文帝代についても、同書111 同志に「律：『枉法十匹、義贓二百匹大辟。』至（太和）八年（484）、始班祿制、更定義贓一匹、枉法無多少皆死。是秋遣使者巡行天下、糾守宰之不法、坐贓死者四十餘人。食祿者跼蹐、賅謁之路絶。」とある。

(20) 注（4）②前掲李馮氏書217頁参照。

李馮氏も、文明太后が万安国を死に追い込んだと睨んでいる。

(21) 注（6）⑥前掲兪鹿年氏書49頁参照。

兪鹿年氏は、大將軍は、晋と南朝では加官または贈官であり、他に兼職がなければ、大臣の虚号にしか過ぎないと述べている。

(22) 奚買奴は、代出身の胡族である。高祖父が張翼、曾祖父が奚篲、祖父が奚斤、父が奚拔であった。献文帝に寵愛され、官が神部長に達した。（『魏書』29奚買奴伝）

張白沢は、本貫地が上谷郡沮陽県の漢族である。高祖父が張翼、曾祖父が張卓、祖父が張充、父が張度、子が張倫・張恩、兄が張陵・張延であった。もとの名が『鍾葵』であったが、献文帝から『白沢』と言う名を賜与された。文成帝代に中散・殿中曹給事中を歴任し、文成帝に寵任されて、機密に参与した。孝文帝代前期には散騎常侍に転じ、最後に殿中尚書に遷り、481年に世を去った（『魏書』24張白沢伝・『北史』21同伝）

張金龍氏は、注〔7〕④前掲張金龍氏書108頁において、献文帝を中心とする勢力として、具体的には、太尉源賀・太保陸馥・都督中外諸軍事元雲・尚書令元丕・中書令高允・侍中選部尚書趙黒・李訢が献文帝の支持者であったと指摘している。趙黒・李訢以外は献文帝とさほど強い信頼関係を持っていたようにはみえない。元丕と高允は、どちらかと言うと、文明太后と強い関係を保っていたように見受けられる。

この点は、次章以下で考察する。